

不法投棄の禁止

家庭ごみ・粗大ごみ・家電製品・建築廃材などの廃棄物を不法投棄する人が後を絶ちません。その処理には多額の税金を費やすこととなります。村民で監視の目を光らせ、不法投棄を防止しましょう。



『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」として、廃棄物の投棄を禁止し、この法律で最も重い罰則を定めています。

■罰則規定

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人に対しては1億円以下）の罰金又はこれを併科させられます。

野外焼却（野焼き）の禁止

家庭や事務所から排出される廃棄物をドラム缶、ブロック等で作った囲い、地面を掘った穴などで焼却すること（野焼き）は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』で禁止されています。

野焼き行為は、煙、すす、悪臭等により近隣住民に迷惑をかけるばかりでなく、地球温暖化、火災の原因ともなりますので、絶対に行わないでください。

廃棄物を焼却するには、処理基準を満たした焼却設備を用いる場合など、一部の例外しか認められていません。



■罰則規定

5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科させられます。

■不法投棄や野焼き
を発見した時は

恩納村役場
石川警察署

966-1205
964-4110